

## 教育委員会が行う県統計調査に係る調査票情報の二次利用等に関する事務処理要綱

平成 24 年 9 月 27 日教育総務部長決裁

施行 平成 24 年 9 月 27 日

改正 令和 4 年 3 月 1 日

### 第 1 目的

この要綱は、埼玉県統計調査条例（平成 20 年埼玉県条例第 60 号。以下「条例」という。）第 9 条又は第 10 条の規定に基づき、教育委員会が行う県統計調査の調査票情報を二次利用又は提供（以下「二次利用等」という。）を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）、条例及び埼玉県統計調査条例施行規則（平成 21 年埼玉県規則第 16 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の(1)から(4)に定めるところによる。

#### (1) ドキュメント

電子化又は磁気化された調査票情報がどのような構造かを示す情報（「データレイアウトフォーム」や「符号表」など）、調査票情報から公表された統計表を作成するために必要な情報（調査票情報に対するウエイトの付与など）などをいう。

#### (2) 統計の作成

当該統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

#### (3) 統計的研究

調査票情報を利用して行う統計的手法による研究のことをいう。

#### (4) 統計を作成するための調査に係る名簿の作成

書面、電磁的記録等、その媒体、形式を問わず、公的機関が実施する「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」を行うことをいい、「統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは含まれない。

なお、「統計を作成するための調査」には、法第 2 条第 5 項に規定される「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査、世論調査の類）についても含まれる。

### 第 3 二次利用等の対象とする統計調査及び調査票情報

- 1 調査票情報の二次利用等の対象とする統計調査は、県統計調査のうち、原則として結果が公表されている調査とする。
- 2 二次利用等に供する調査票情報は、原則として、調査票の内容を転写した電磁的記録及びこれに付帯するドキュメントとし、調査票は二次利用等に供しないものとする。

#### 第4 承諾の基本原則

調査票情報の二次利用等を承諾するに当たっては、次の(1)及び(2)が満たされていなければならない。

ただし、(2)を満たさないことについて、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 条例第9条(二次利用)又は第10条(提供)に該当し、かつ調査票情報の利用が調査対象者の秘密保護に欠けることがなく、二次利用の場合は、法第39条第1項第2号及び第41条第2号が、提供の場合は、条例第11条及び第12条が、確実に遵守されると認められること。

(2) 調査票情報を利用した統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表すること。

#### 第5 申出

1 調査票情報の二次利用等の申出は、申出者が、原則として、利用希望開始日の1か月前までに、教育政策課に申出書(様式第1号)及びこの要綱で定める申出に必要な書類(以下、申出書と合わせ「申出書類」という。)を提出することによって行うものとする。

2 申出書類の記載事項に変更が生じた場合は、改めて申出を行うものとする。ただし、利用者の役職名の変更等、軽微な変更は、この限りでない。

3 公的機関(県を除く。)の長のうち、国の行政機関の長、他の地方公共団体の長以外の公的機関の長による申出の場合、申出者は、申出を行う調査票情報を利用して実施する統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、当該公的機関における組織又は法人の活動にとって必要であることを示す書類(様式第2号)を申出書に添付するものとする。

4 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等(条例第10条第2号該当)による申出の場合、申出者は、規則第2条各号で規定されるものに係る組織、法人、個人とし、次の(1)から(3)に定めるところにより申出を行うものとする。

(1) 法人その他の団体による申出の場合、申出者は、その代表者とし、その際には、当該法人その他の団体の名称及び所在地を明らかにしなければならない。

(2) 個人による申出の場合、申出者は、当該個人とし、その際には、当該個人の生年月日及び住所などに関する公的な証明書の写しを申出書に添付するものとする。

なお、複数の個人による申出の場合は、その代表者を申出者とする。

(3) 規則第2条第1号から同条第3号までのいずれかに該当する申出の場合、申出者は、そのことを証明する次のア又はイの書類を申出書に添付するものとする。

ア 規則第2条1号又は2号に基づく申出の場合は、委託研究、共同研究、補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

イ 規則第 2 条第 3 号に基づく申出の場合は、知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施、評価に有用であると認める、又はその他特別な事由があると認める旨を記載した文書

5 原則として、学生（大学院生を含む。）は利用者に含まれないものとする。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされている場合は、この限りでない。

6 利用者に公的機関の役職員以外の者が含まれる場合、その者全員が次の(1)から(10)に掲げる誓約事項を遵守する旨を認め記名した誓約書（様式第 3 号）を提出するものとする。

- (1) 申出書に記載した利用に限定する。
- (2) 秘密保持の義務を守る。
- (3) 調査票情報の適正な管理を行う。
- (4) 調査票情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- (5) 業務の再委託は行わない。
- (6) 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検査を受ける。
- (7) 事故又は災害発生時は直ちに報告を行う。
- (8) 利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべてを速やかに廃棄し、その措置について報告する。
- (9) 違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、埼玉県教育委員会からの指示に従う。
- (10) その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

7 申出者が、条例第 10 条の規定に基づき調査票情報の提供を受け、公的機関の役職員以外の者に当該調査票情報の集計処理等の業務を委託する場合は、契約における秘密保持義務に関し、次の(1)から(9)に掲げる事項を明記した契約書又は覚書の写しを申出書に添付するものとする。

なお、契約締結前である等の事情で契約書又は覚書の写しを添付できないときには、それに代わる代替文書（様式第 4 号）を申出書に添付するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意義務に関する事項
- (2) 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- (3) 関係資料の適正管理義務に関する事項
- (4) 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- (5) 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- (6) 業務の再委託の禁止に関する事項
- (7) 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項

(9) 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

## 第6 利用期間

利用期間は、1年未満とする。ただし、やむを得ない合理的な理由により利用する期間が1年以上となる場合は、超過する期間についての利用の申出を改めて行うものとする。

## 第7 結果の公表

- 1 二次利用等により閲覧又は転写した結果をそのまま公表することはできないものとする。
- 2 集計した結果を公表する場合は、結果の公表方法及び公表時期が妥当なものであり、個々の調査対象等に関する事項が特定、類推されないように、秘匿措置がなされるものであることを要するものとする。

## 第8 転写書類等の利用後の処置

申出者は、集計等に用いた転写書類等を、焼却、消去、返納、溶解、裁断（以下、「廃棄」という。）により、利用後速やかに処置しなければならない。

## 第9 審査

- 1 教育政策課は、申出書類の提出を受けた場合、審査票（様式第5号）に基づいて内容審査を行い、二次利用等を承諾する場合は様式第6号により、承諾しない場合は様式第7号により、申出者宛に通知するものとする。
- 2 前記1の申出書類の審査については、原則として、14日以内に行うものとする。  
ただし、申出内容や集計様式等の添付された書類の内容により、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 3 教育政策課が自ら二次利用を行う場合は、前記1及び2の定めにかかわらず、教育政策課が審査票（様式第5号）の内容に基づき利用の可否の決定を行うことができるものとする。

## 第10 調査票情報の受け渡し方法

調査票情報の二次利用等について承諾した場合は、次の(1)から(3)に掲げる方法により申出者に対して調査票情報の受け渡しを行うものとする。

- (1) 調査票情報を転写する場合は、申出書の記載内容に基づき、教育政策課において、元の調査票情報から必要な項目を抽出し、暗号化の設定等による他者への漏洩防止を講じた上で、電磁的記録媒体へ収録するものとする。
- (2) 調査票情報の受け渡しの手段は、原則として、直接の手渡しにより行うものとする。ただし、申出者が遠隔地など、直接の手渡しによることが困難な場合は、受取人払いの書留郵便によることができるものとする。なお、インターネット等を通じた調査票情報の提供は行わないものとする。
- (3) 調査票情報は、承諾する旨を通知した日から、原則として14日以内に申出者に対して提供を行うものとする。

## 第 11 利用期間中の措置

- 1 教育政策課は、利用期間中において、結果の公表資料に関して、秘匿措置の確認等が必要な場合は、申出者に対して事前に報告を求めることができるものとする。  
なお、申出者に事前に報告を求める場合は、承諾する旨の通知に条件としてあらかじめ記載するものとする。
- 2 教育政策課は、利用期間中において、必要に応じて申出書に記載された利用環境等について実地に検証を行うものとする。

## 第 12 利用期間終了後の措置

- 1 申出者は、利用期間終了後、調査票情報から生成されるもののうち申出書類に添付した集計様式又は分析出力様式に提示されている以外のもの（集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべて）を速やかに廃棄するとともに、その利用後の処置について、文書（様式第 6 号の別紙 1）により教育政策課に提出するものとする。
- 2 申出者は、利用期間終了後、その利用成果について、文書（様式第 6 号の別紙 2）により教育政策課あてに提出するものとする。

## 第 13 調査票情報の不適切利用への対応

申出者又は利用者等が、利用期間中又は利用期間終了後において、法令違反や承諾された目的以外への利用など、不適切な利用等の問題が発覚した場合は、教育政策課は、利用停止等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。